

JR東労組盛岡

No.106

2022年1月24日

東日本旅客鉄道

労働組合

盛岡地方本部

〒020-0045

盛岡市盛岡駅西通二丁目16番31号

発行人 佐々木克之

編集人 情宣部

NTT 019-623-1011 FAX 019-624-0157

JR 033-2238・2239 FAX 033-2230

盛岡地本内で発生した 過半数代表者選出における不適切な事象

ダメ!絶対!



◆盛地申6号（2019年4月8日付）における団体交渉議論

組合

過半数代表者選出にて発生した事象を把握しているか？
「投票権がある専従休職者が投票出来なかった」
「投票用紙にナンバリングがされていた」
「投票時、誰を記入したか見える所に管理者が座っていた」
「記入の際、管理者が特定の候補者の氏名を指差し投票を促す仕草を行った」
「投票を終えた社員に対し、出口調査を行っていた」

会社

「専従休職者が投票できなかった」件は把握している。相応しくないケースであり、再投票を促し、本人の意思は確認した。
それ以外の事象は把握していない。事実であれば通達に反していることで相応しくない。
通達に基づいたやり方となるよう指導していく。

◆盛地申9号（2020年4月3日付）における団体交渉議論

昨年に引き続き不適切な事象の報告があった。

- ①盛岡駅では社友会候補者へ投票するような言動が管理者から行われた。
 - ②北上駅では、投票後に管理者から「なぜ〇〇に投票したのか」と言われた。
 - ③盛岡電力技術センターでは社友会立候補者が勤務時間中に会社のPCを用いて選挙活動をしていた。
- 会社として特定の社員に立候補を打診した事象や、管理者以外の立ち合いを認めない事象が報告されている。

- ①については、朝礼で期間中の投票行為を促したと聞いているが、指摘された事実はない。
 - ②については把握しており、コミュニケーション上の話ではあるものの、相応しくない。
 - ③についても公平性に欠けるものであったと認識している。
- 立候補を打診した事実はない。申し出があれば、開票に支障がない範囲で立会いを認めることもある。

◆盛地申7号（2021年4月6日付）における団体交渉議論

開票立会いについて、当該事業所以外の人が立会うことについてはどう考えているか。

盛岡車両センターにて投票時刻になっても投票箱が設置されなかった事象、盛岡車両センター青森派出所にて事前資料を作成していた事象について、会社の認識はどうか。

過半数代表者は当該事業所の社員から選出するものであり、立会いは立候補者、当該事業所の社員が望ましい。色んな職場の人が立ち入るのは適正ではないと考えている。

2つの事象については会社としても把握しており、相応しくない事象、適切ではない事象であったと認識している。不信感。公正公平を疑われるものも主張として受け止め、今後しっかりと指導・対応していく。

◆盛地申11号（2022年4月5日付）における団体交渉議論

立候補者や推薦人が、業務で使用しているパソコン等を過半数代表者選出のために使用していた事象が過去に発生しているが、会社の認識はどうか。

会社が認めた目的以外で貸与したパソコン等を使用することはできない。

団体交渉において“相応しくない、適正ではない”と会社と確認した事象が発生した場合は、分会・支部・地本に相談・報告をお願いします！